

7. 移住定住促進補助金

◆事業内容

石川県外から転入し、市内で一戸建て住宅を取得または民間賃貸住宅へ入居して定住する方へ、費用の一部を補助します。

◆対象となる人 以下のすべてに該当する人

- ①転入前 10 年以上、石川県外に住んでいた人
- ②一時的な滞在ではない人
- ③本人が契約者となり、経費を負担していること
- ④国家公務員法または地方公務員法の適用を受けていない人
- ⑤生活保護法に基づく保護を受けていないこと

◆補助対象

(1) 住宅取得補助

新築または購入（購入に伴う改修費用を含む）した一戸建て住宅の取得費

(2) 住宅家賃補助

民間賃貸住宅の家賃

◆補助金額

(1) 住宅取得補助

住宅を新築または購入（購入に伴う改修を含む）した費用の 50%以内
上限：100 万円（中古住宅は七尾市空き家バンク登録物件に限る。）

(2) 住宅家賃補助

民間賃貸住宅の家賃の 50%以内

上限：月額 5 千円（単身者）、月額 1 万円（夫婦）

転入した年度の 4/2 時点で 15 歳未満の子供を養育する世帯

加算：子ども 1 人につき月額 5 千円（上限なし）

補助期間：転入後 3 年間

◆その他

(1)申請する際は、転入後 90 日以内に事前の申込みが必要です。

(2)「移住定住専用ポータルサイト（能登半島ななおで暮らす）」から申請書などをダウンロードできます。

<http://www.city.nanao.lg.jp/nanaokurashi/myhome/josei.html>

◆申請・お問合せ先

産業部産業振興課 TEL 53-8565

メールアドレス nanaokurashi@city.nanao.lg.jp